

令和3年第7回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和3年7月9日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第7回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員19名】

1番 藤原 浩俊	2番 樋口 好澄	3番 田中 政則
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美
7番 原野 道明	8番 森部 賢一	9番 武井 正道
10番 手島 博行	11番 手島 信行	12番 畑 和徳
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

【農地利用最適化推進委員 17名】

20番 大山 源次	21番 浦塚 洋明 (欠席)	22番 坂田 稔
23番 金子 耕三	24番 塚本 博之	25番 平田 実
26番 空閑 宏典	27番 永井 健一	28番 窪山 登
29番 石松 久慶	30番 山下 敏昭	31番 高良 悟
32番 橋本 計 (欠席)	33番 草場 一豊	34番 田中 信彦
35番 永露 茂	36番 小島 與志博	37番 熊谷 頼子
38番 井手 峯勝		

(※20番から23番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 7号 非農地判断について
- ・議案第 8号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について
- ・議案第 9号 朝倉市農地利用最適化推進委員の承認について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	松	田	勝	久
係長	松	尾	康	年
事務吏員	水	落	ひ	かる
事務吏員	川	波	貴	敬
事務吏員	岩	切	範	宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課	農地管理係	柴	山	利	夫
		安	恒		翔

(開会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和3年第7回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前
にご連絡いたします。本日は21番浦塚委員と32番橋本委員より欠席の届出があつていま
す。よろしく願いいたします。

それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員19名、農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）17名であります。

会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。

議事録署名人に16番林委員、18番伊藤委員を指名いたします。よろしく願います。

それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。

5ページまで25件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から25番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手のうえ、議席番号と名前をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で報告第1号を終わります。

6ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）につ
いて」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課挙手

議 長 農業振興課

農業振興課(柴山) 詳細について説明。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。
9ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）
について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお
願いします。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 （岩切）議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となり
ますよろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の18番伊藤
委員、24番塚本委員を指名いたします。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、審議番号1番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。

10ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請につ
いて」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。

事務局の説明を求めます

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 （水落）議案朗読をもって説明。11ページまで6件ございます。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めま
す。5番手嶋委員。

5番挙手

議 長 5番手嶋委員

5番 （手嶋委員）審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、
議案書記載のとおりです。契約は贈与、権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人
は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 （「ありません。」）

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。7番原野委員。

7番挙手

7番 （原野委員）審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、
議案書記載のとおりです。契約は贈与、権利移転の理由は、譲受人・譲渡人共に弟から兄へ
の贈与です。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 （「ありません。」）

- 議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。
 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。3番田中委員。
 3番挙手
- 議 長 3番田中委員
 3番 (田中委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。3番田中委員。
 3番挙手
- 議 長 3番田中委員
 3番 (田中委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は空き家に付属した農地取得、譲渡人は離農のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。
 ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
- 推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
 次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。
 17番挙手
- 議 長 17番樋口委員
 17番 (樋口委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。
 17番挙手

議 長 17番樋口委員
17番 (樋口委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号6番について、質問や意見はありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。
14時45分まで休憩します
(休憩 14時10分→14時45分)

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を再開します。
12ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局
事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。3件ございます。
ご審議方よろしく願います。

議 長 事務局の説明は終わりました。

議 長 それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員。
2番挙手

議 長 2番樋口委員
2番 (樋口委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は農地改良、一時転用、転用の理由は窪地で耕作不便なため、地上げにより隣接農地と高さを合わせることで、作業効率の向上を図るものです。参考事項といたしまして、搬入土量4,140m³、最大地上げ高3m、工事期間は令和2年5月1日から令和5年4月30日、作付予定作物は針桑。なお、始末書が添付されています。農地法の運用は農用区域内にある農地、用途区分は農用区域内、農地の区分は農用区域内農地に該当します。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員。
2番挙手

議 長 2番樋口委員
2番 (樋口委員) 審議番号2番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載の

とおりです。転用の目的は農地改良、一時転用、転用の理由は窪地で耕作不便なため、地上げにより隣接農地と高さを合わせることで、作業効率の向上を図るものです。参考事項といたしまして搬入土量1,800㎡、最大地上げ高3.8m、工事期間は令和2年5月1日から令和5年4月30日、作付予定作物は針桑。なお、始末書が添付されています。農地法の運用は農用地区域内にある農地、用途区分は農用地区域内、農地の区分は農用地区域内農地に該当します。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員。

2番挙手

議長 2番樋口委員

2番

(樋口委員) 審議番号3番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は農地改良、一時転用、転用の理由は窪地で耕作不便なため、地上げにより隣接農地と高さを合わせることで、作業効率の向上を図るものです。参考事項といたしまして搬入土量3,472㎡、最大地上げ高3.6m、工事期間は令和2年5月1日から令和5年4月30日、作付予定作物は針桑。なお、始末書が添付されています。農地法の運用は農用地区域内にある農地及び10ha以上の一団の農地、一時転用、用途区分は農用地区域内及び農用地区域外、農地の区分は農用地区域内農地及び第1種農地に該当します。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

13ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局

事務局

(川波) 議案朗読をもって説明。18ページまで14件ございます。

ご審議方よろしく願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。

5番挙手

議長 5番手嶋委員

5番

(手嶋委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天駐車場の整備。理由は、従業員用駐車場及び観光客用の駐車場として整備するものです。駐車場台数は31台。農地法の運用はその他の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。雨水等の

処理については自然浸透及び水路へ放流することで区会長の承諾を得てあります。
ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。

5番挙手

議 長 5番手嶋委員

5番 (手嶋委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天駐車場の整備。理由は、隣接する民泊施設及び観光客用の駐車場が不足しているため、既存駐車場を拡張して利用するものです。駐車場台数は2台。農地法の運用はその他の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。雨水等は側溝へ放流することで区会長の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番挙手

議 長 15番穴見委員

15番 (穴見委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は工場建設。理由は、既存工場が注文数増加への対応に限界が生じたことから、甘木インターチェンジに近く流通に便利な申請地に工場を整備することで作業効率及び生産性の向上により事業の拡大を図るものです。参考事項といたしまして、工場1棟7,500㎡、事務所1棟360㎡、既存敷地11,256㎡。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、就業機会増大寄与施設、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。生活排水は合併処理浄化槽で処理し河川へ放流、雨水等も河川へ放流することで地元と合意が成立しています。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

審議番号4番について、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長

と交代します。

議長交代：会長 → 副会長

議長

議長を交代しました。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番挙手

議長

19番後藤委員

19番

(後藤委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設。理由は現在、実家住まいで手狭なため、自己用住宅を建設するものです。農地法の運用は、用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途区域内、農地の区分は第3種農地に該当します。なお、生活排水は下水道接続、雨水等も水路へ放流することで区長及び水利委員と合意が成立しています。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

議長を会長と交代します。

議長交代：副会長 → 会長

議長

議長を交代しました。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。3番田中委員。

3番挙手

議長

3番田中委員

3番

(田中委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は現在、実家住まいで手狭なため、自己用住宅を建設するものです。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。なお、生活排水は合併処理浄化槽で処理し水路へ放流、雨水等も水路へ放流することで地元と合意が成立しています。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。14番櫻木委員。

14番挙手

議長

14番櫻木委員

14番

(櫻木委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は工場の敷地拡張、理由は生産量が向上し、工場が手狭になったため拡張するものです。参考事項といたしまして、工場1棟998㎡、一体開発する水路209㎡、既存敷地19,441㎡。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、敷地拡張、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。なお、雨水等も水路へ放流することで地元と合意が成立しています。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認いたします

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。8番森部委員。

8番挙手

議長 8番森部委員

8番

(森部委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天駐車場の整備、理由は経営する〇〇〇〇〇〇〇〇で借地していた土地を返却することになり、車両置場が不足するため整備するものです。駐車場台数は23台。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。なお、雨水等は自然浸透です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認いたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。8番森部委員。

8番挙手

議長 8番森部委員

8番

(森部委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は現在、借家住まいのため、父の土地を借りて自己用住宅を建設するものです。住宅1棟115.72㎡。なお、始末書が添付されています。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。生活排水は下水道接続、雨水等も水路へ放流することで地元と合意が成立しています。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認いたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。8番森部委員。

8番挙手

8番

(森部委員) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は倉庫・事務所・給油所の整備、理由は倉

庫を新築して倉庫業を運営し、貨物自動車運送事業を行う関連会社と連携することで、お互いの事業を発展させるものです。倉庫2棟8,965.20㎡、1,395.36㎡。農地法の運用は朝倉支所から500m以内の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。生活排水は下水道接続、雨水等は敷地内に調整池を設置し水路を通して河川へ放流することで区会長及び水利委員と合意が成立しています。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認といたします。

次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。8番森部委員。

8番挙手

議長 8番森部委員

8番 (森部委員) 審議番号10番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は貸露天資材置場の整備、理由は代表取締役が経営する他会社の資材置場が手狭になったため、整備して貸すものです。なお、始末書が添付されています。農地法の運用は朝倉支所から500m以内の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。雨水等の処理については敷地内に溜柵を設置し水路へ放流することで区会長及び水利委員と合意が成立しています。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号10番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号10番は承認といたします。

次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。13番田中委員。

13番挙手

議長 13番田中委員

13番 (田中委員) 審議番号11番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は現在、借家住まいのため、父の土地を借りて自己用住宅を建設するものです。居宅1棟84.88㎡。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。なお、生活排水は下水道へ接続し雨水等は水路へ放流することで地元と合意が成立しています。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

議長 審議番号11番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号11番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号11番は承認といたします。

次に、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。13番田中委員。

13番挙手

議長 13番田中委員

13番

(田中委員) 審議番号12番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は現在、実家住まいで手狭なため、自己用住宅を建設するものです。居宅1棟160.51㎡。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。なお、生活排水は下水道へ接続し雨水等は水路へ放流することで地元と合意が成立しています。ご審議方よろしくお願いたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員

(「ありません。」)

議長

審議番号12番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号12番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号12番は承認いたします。

次に、審議番号13番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。

18番挙手

議長

18番伊藤委員

18番

(伊藤委員) 審議番号13番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は現在、実家住まいで手狭なため、父の土地を借りて自己用住宅を建設するものです。居宅1棟131.66㎡。農地法の運用はその他の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。なお、生活排水は合併処理浄化槽で処理し水路へ放流、雨水等は水路へ放流することで地元と合意が成立しています。ご審議方よろしくお願いたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員

(「ありません。」)

議長

審議番号13番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号13番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号13番は承認いたします。

次に、審議番号14番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。

18番挙手

議長

18番伊藤委員

18番

(伊藤委員) 審議番号14番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は貸露天駐車場の整備、理由は役員を務める会社の駐車場が手狭になり、また、一般貨物運送業を開始し、トラックの駐車場が必要になったことから、整備して会社へ貸すものです。用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。なお、雨水等の処理についても地元と合意が成立しています。ご審議方よろしくお願いたします。

事務局挙手

議長

事務局

事務局

(松尾) 農地法の運用については、後から事務局よりお知らせいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号14番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号14番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号14番は承認いたします。

19ページをお開きください。次に、議案第6号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局

事務局 (岩切) 審議番号1番から2番については、推進機構からの買入れです。審議番号3番から5番については、推進機構への売渡しです。以上、1番から5番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番から5番までを一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番から5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、議案第6号は承認とし市長へ通知いたします。

21ページをお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。1件ございます。

ご審議方よろしく願います。

議長 事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員

17番挙手

議長 17番樋口委員

17番 (樋口委員) 審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。この土地は申請人が、以前より畑作をしてありますが、宅地に隣接しているため、20年以上宅地課税されてあります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩いたします。

15時50分まで休憩します

(休憩 15時32分→15時50分)

※議案第8号について現地の写真等を示しながら、現地の状況等を説明(写真投影)

※議案第5号審議番号14番の農地法の運用について周知する。

特定土地改良事業等の施行区域内にある農地（集落接続）に該当

- 議 長 それでは、休憩前に引続き会議を再開します。
22ページをお開きください。次に、議案第8号「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局
事務局 （川波）議案朗読をもって説明。25ページまで8件ございます。
ご審議方よろしく願います。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
農業振興課挙手
- 議 長 農業振興課
農業振興課（安恒）詳細について説明。ご審議方よろしく願います。
- 議 長 農業振興課の説明は終わりました。それでは、議案第8号、除外7件、変更1件を一括とし、
質問や意見はありませんか。
28番挙手
- 議 長 28番窪山委員
28番 （窪山委員）除外の5番、太陽光発電施設は、上部斜面に太陽光発電設備を設置している会社と同じ会社でしょうか。
農業振興課挙手
- 議 長 農業振興課
農業振興課（安恒）同じ会社です。株式会社〇〇〇〇の敷地拡張です。
28番挙手
- 議 長 28番窪山委員
28番 （窪山委員）上部斜面の土砂をためる施設等が必要だと思われます。現在、斜面からの土砂・赤土が佐田川に流入しているので、その対策としてどうでしょうか。
農業振興課挙手
- 議 長 農業振興課
農業振興課（安恒）ただ今のご意見は、株式会社〇〇〇〇へ伝えます。
28番挙手
- 議 長 28番窪山委員
28番 （窪山委員）よろしく願います。
- 議 長 他に質問や意見はありませんか。
14番挙手
- 議 長 14番櫻木委員
14番 （櫻木委員）軽微な変更の1番、農業用倉庫に1,799㎡も必要なのでしょうか。
農業振興課挙手
- 議 長 農業振興課
農業振興課（安恒）この案件は、農業用倉庫、駐車場、育苗施設等の設置を含んでいます。
- 議 長 農業用倉庫の床面積をお願いします。
農業振興課挙手
- 議 長 農業振興課
農業振興課（安恒）360㎡です。
14番挙手

議 長 14番櫻木委員
14番 (櫻木委員) 育苗施設で何を育苗されるのですか。
農業振興課挙手

議 長 農業振興課
農業振興課 (安恒) 水稻です。
14番挙手

議 長 14番櫻木委員
14番 (櫻木委員) 申請者の方は、農業をされてありますか。
農業振興課挙手

議 長 農業振興課
農業振興課 (安恒) 申請者は会社役員兼農家です。
14番挙手

議 長 14番櫻木委員
14番 (櫻木委員) わかりました。
議 長 他に質問や意見はありませんか。
18番挙手

議 長 18番伊藤委員
18番 (伊藤委員) この案件は、農振除外について農業委員会に意見を求められてありますが、決定にいたる過程について説明をお願いします。
農業振興課挙手

議 長 農業振興課
農業振興課 (安恒) これからの除外に関するスケジュールですが、来月、除外に関する促進協議会に諮りまして、それから県へ意見照会という形をとりますが、今回の案件は、5月に申請があった分ですので、5月から約半年後の12月頃に手続きが完了する予定です。
18番挙手

議 長 18番伊藤委員
18番 (伊藤委員) わかりました。
議 長 他に質問や意見はありませんか。
17番挙手

議 長 17番樋口委員
17番 (樋口委員) 事務局に言いますが、事務局が「転用許可できれば除外は大丈夫です」という言い方をしているが、この会議は諮問であり、事務局がそんな言い方をするのはおかしいのではないのか。
事務局挙手

議 長 事務局
事務局 (松尾) 転用については、主に二つの基準がございますが、立地基準と一般基準に分かれています。まず、農地の立地が転用できるかどうかということが1つ、2つ目が、申請人が転用を確実にを行うのか、資金は大丈夫なのか、汚水や雨水の処理をどのようにするのかといった内容についてが一般基準というふうに分かれています。事務局としては、まず、立地が認められていない農地の申請を受け付けすることができないため、除外申請が出される段階で、立地としては、事務局として大丈夫ではないかと考えていますが、一般基準としては、その内容について、申請書の提出がされた後に、委員会にお諮りいたしまして承認をいただくというのが、事務の流れです。
事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (松田) 樋口委員より、ご指摘のあっている件についてですが、農業委員会でやる作業と農業振興課が所管する農振除外の手続きは、一体的に進める作業ではありますが、転用に關しましての決定権は、農業委員会にございます。事務局は何ら権限は持ちませんので、今後同様の案件等発生したときは、今までのようなまぎらわしい表現等は避け、きちんと農業委員会にお諮りするというようにいたします。また、これまで委員の方々に誤解を与えるようなやり方をした事については、この場を借りてお詫び申し上げます。

事務局挙手

議長 事務局

事務局 (岩切) 少し補足します。事前に農業委員会と農業振興課で協議を行います。農振除外というのは、農業振興地域の整備に関する法律で除外を行います。農地法・農業委員会を通らない話を進めることもできませんので、両方ともクリアする必要がありますので、農業振興課の方は「除外は大丈夫と思われませんが、農業委員会にお諮りしたうえで決定となります。」という言い方をすべきと思います。農業委員会の説明不足の部分もあったと思いますが、農業振興課・農業委員会共に勉強不足の一面がありますので、今後はこのようなことがないようにしていきたいと思います。

議長 17番樋口委員よろしいですか。

17番挙手

議長 17番樋口委員

17番 (樋口委員) わかりました。

議長 他に質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、議案第8号、重要な変更の除外番号1番から7番及び軽微な変更の変更番号1番について承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、議案第8号は承認とし、市長へ通知いたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

そのまま、お待ちください。

16時22分まで休憩します

(休憩 16時18分→16時22分)

議長 それでは、休憩前に引続き会議を再開します。

26ページをお開きください。次に、議案第9号「朝倉市農地利用最適化推進委員の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。

議長 事務局の説明は終わりました。

朝倉市農地利用最適化推進委員の候補者につきましては、次の27ページに19名の名簿を添付しております。また、利害関係のある事案の場合、農業委員会等に関する法律第31条第1項に基づき、除外することとなりますので、審議につきましては一括ではなく、番号ごとの採決となります。

審議番号1番ですが、「38番井手委員」が関係いたしますので審議が終わるまで「井手委員」には、退室をお願いいたします。

(38番委員、退室後)

議長 それでは、審議番号1番について質問や意見はありませんか。

全委員
議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
審議が終わりましたので、「38番井手委員」の入室をお願いします。
(38番委員 着席後)

議 長
議 長
全委員
議 長 次に、審議番号2番について質問や意見はありませんか。
なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次の、審議番号3番ですが、「31番高良委員」が関係いたしますので審議が終わるまで「高良委員」には、退室をお願いいたします。
(31番委員、退室後)

議 長
議 長
全委員
議 長 次に、審議番号3番について質問や意見はありませんか。
なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
審議が終わりましたので、「31番高良委員」の入室をお願いします。
(31番委員 着席後)

議 長
議 長
全委員
議 長 次に、審議番号4番について質問や意見はありませんか。
なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
次に、審議番号5番について質問や意見はありませんか。
なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。
次の、審議番号6番ですが、「35番永露委員」が関係いたしますので審議が終わるまで「永露委員」には、退室をお願いいたします。
(35番委員、退室後)

議 長
議 長
全委員
議 長 次に、審議番号6番について質問や意見はありませんか。
なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。
審議が終わりましたので、「35番永露委員」の入室をお願いします。
(35番委員 着席後)

議 長
議 長
全委員
議 長 次に、審議番号7番について質問や意見はありませんか。
なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。
次に、審議番号8番について質問や意見はありませんか。
なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。
次に、審議番号9番について質問や意見はありませんか。
なければ、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号9番は承認といたします。
次に、審議番号10番について質問や意見はありませんか。
なければ、審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号10番は承認といたします。
次に、審議番号11番について質問や意見はありませんか。

議 長 なければ、審議番号 11 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 11 番は承認といたします。
議 長 次に、審議番号 12 番について質問や意見はありませんか。
議 長 なければ、審議番号 12 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 12 番は承認といたします。
議 長 次に、審議番号 13 番について質問や意見はありませんか。
議 長 なければ、審議番号 13 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 13 番は承認といたします。
議 長 次に、審議番号 14 番について質問や意見はありませんか。
議 長 なければ、審議番号 14 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 14 番は承認といたします。
次の、審議番号 15 番ですが、「14 番櫻木委員」が関係いたしますので審議が終わるまで
「櫻木委員」には、退室をお願いいたします。
(14 番委員、退室後)
議 長 次に、審議番号 15 番について質問や意見はありませんか。
議 長 なければ、審議番号 15 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 15 番は承認といたします。
審議が終わりましたので、「14 番櫻木委員」の入室をお願いします。
(14 番委員 着席後)
議 長 次に、審議番号 16 番について質問や意見はありませんか。
議 長 なければ、審議番号 16 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 16 番は承認といたします。
議 長 次に、審議番号 17 番について質問や意見はありませんか。
議 長 なければ、審議番号 17 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 17 番は承認といたします。
議 長 次に、審議番号 18 番について質問や意見はありませんか。
議 長 なければ、審議番号 18 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 18 番は承認といたします。
議 長 次に、審議番号 19 番について質問や意見はありませんか。
議 長 なければ、審議番号 19 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 19 番は承認といたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 16:34)